の無線局 (以下「小電力データ 〕 ①・② (略) 通信システムの無線局」とい 別 五七 毗 を超え六六 汎 以下 ら。) の無線設備 (盤) 九~十川 (器) 1│ 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲 1│ 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲 げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法に

田 聖殊 記述 代・カ (器) (盎) 八 電波法第四条第三号に規定す 四八ビット以上。ただし、次に る無線局であって、電波法施行 掲げる周波数の電波を使用するも 規則第六条第四項第四号に規定 のについては、一九 ビット以上と する小電力データ通信システム」する。

従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

使用する無線設備の区別

」~□ (容)

職別符号の符号長は、炊の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に

(密)

識別符号の符号長

げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法に

なり それそが同妻の丁椰に挑ける条件によるものとする	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
↑~囙 (盤)	(と)
五 特定小電力無線局の無線設備	<u> </u>
のうち、平成元年郵政省告示第	
四十二号に規定するミリ波画像	
伝送用及びミリ波データ伝送用	
のもの(以下「ミリ波データ伝	
送用等の特定小電力無線局の無	
1K 1	
ベ・ カ (を)	(盤)
	四人ビット以上。ただし、次に(略)
ベ・カ ((を)	\
八 電波法第四条第三号に規定す六・七 (略)	四八ビット以上。ただし、次に
る無線局であって、電波法施行人 電波法第四条第三号に規定すた・七 (略)	掲げる周波数の電波を使用するも四人ビット以上。ただし、次に「!
規則第六条第四項第四号に規定る無線局であって、電波法施行人 電波法第四条第三号に規定すた・七 (略)	のについては、一九 ビット以上と掲げる周波数の電波を使用するも四八ビット以上。ただし、次に
する小電力データ通信システム規則第六条第四項第四号に規定る無線局であって、電波法施行人 電波法第四条第三号に規定すた・七 (略)	する。のについては、一九 ビット以上と掲げる周波数の電波を使用するも四八ビット以上。ただし、次に
の無線局(以下「小電力データする小電力データ通信システム規則第六条第四項第四号に規定る無線局であって、電波法施行人 電波法第四条第三号に規定すた・七 (略)	する。のについては、一九 ビット以上と掲げる周波数の電波を使用するも四八ビット以上。ただし、次に
通信システムの無線局」といの無線局(以下「小電力データーの無線局(以下「小電力データークライトとのよりステム規則第六条第四項第四号に規定る無線局であって、電波法施行人 電波法第四条第三号に規定すた・七 (略)	する。のについては、一九 ビット以上と掲げる周波数の電波を使用するも四八ビット以上。ただし、次に

送い、そんぞん同長の下闌こ渇げる条牛こよるものとする。

籤別符号の符号長は、炊の表の上欄に掲げる使用する無縁設備の区別に

(傍線部分は牧正部分)

○平成六年郵政省告示第四百二十四号(端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

よるものとする。

01600-00-00	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態
	であるとの判定の方法
一~日 (盌)	(と)
六 小電力データ通信システムの	$(1) \sim (4) \qquad (5)$
無線局の無線設備	⑤ 五七 班 を超え六六 班 以下の
	周波数の電波を使用するものに
	あっては、他の無線局から発射
	される電波を検出し、又は受信
	信号を演算し信号レベルを検出
	することにより判定を行う。
サ~十 (器)	(雀)

- 三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は 自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。
 - (容)
 - 2 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線電力 が一○ミリワット以下のものに限る。) を使用する端末設備等
 - (盎)
 - | 4|| 小電力データ通信システムの無線局の無線設備 (五七 迅を超え大六 迅 以下の周波数の電波を使用するものであって、空中線電力が一〇ミリワ ツト以下のものに限る。) を使用する端末設備等

(公)

かる。

	であるとの判定の方法
一~片 (魯)	(と)
大 小電力データ通信システムの	(1) (4) (4)
無線局の無線設備	

使用する電波の周波数が空き状態

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は 自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、炊のとおりとする。

(空)

- (盤)

1+~4

(密)

よるものかかか。

使用する無線設備の区別

- 2 ミリ波データ伝送用等及び動物検知通報システム用の特定小電力無線 **局の無線設備(空中線電力が一○ミリワット以下のものに限る。)を使用** する端末設備等
- හ (空)

(盤)

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおり一回 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおり かる。

1 小電力データ通信システムの無線局 の無線設備(五七 36 を超え大大 路交通システムの無線局の無線設備であって、炊の条件を備たすもの (2) (2)

ひ (器)

3 次に掲げる無線設備の装置

①~② (2)

田 送信機以外の装置(五七批を超え六六批以下の周波数の電波を使用 する小電力データ通信システムの無線局 の無線設備に限る。)

(密)

自営電気通信設備は、炊のとおりとする。

□~4 (器)

■物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自 芦電気通信設備

(泰)

1 小電力データ通信システムの無線局又は七○○ 凪帯高度道路交通シ ステムの無線局の無線設備であって、炊の条件を満たすもの

① (2)

の (器)

3 次に掲げる無線設備の装置

√(兩)

五 送信機以外の装置(ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無 線設備の装置に限る。)

(密)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により <mark>同規則</mark> 第九条の規定を準用する | 五 端末設備等規則第三十六条の規定により <u>同令</u> 第九条の規定を準用する自 営電気通信設備は、次のとおりとする。

1~4 ()

- □ ミリ皮データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営 電気通信設備
- 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自 営電気通信設備

<u>►~~ E</u> (器)